

# 動画掲載サービス広告掲載規約

国際日本語研修協会

## 第1条 目的(趣旨)

本規約は、国際日本語研修協会(以下「本協会」といいます)が、日本語教師採用における興味・関心の向上を目的とした動画掲載サービスを利用する場合の一切の行為について、適用されます。

## 第2条 利用者(動画掲載対象者)

利用者とは、本規約を承認した上、当協会所定の手続きに従い、動画掲載サービスの利用を申し込んだ団体・会社名をいうものとします。

2. 利用者が「動画掲載サービス」をご利用になる場合には、本規約のすべてを承認いただかなければなりません。「動画掲載サービス」の利用者は本規約のすべてに承認したものとみなします。

## 第3条 本規約の範囲

当協会が本規約に付帯関連して別途定める諸規約はそれぞれ本規約を構成するものとします。

2. 本規約の規定と、本規約に付帯関連する諸規約の規定とが異なる場合には、後者の規定が優先して適用されるものとします。

## 第4条 本規約の追加および変更

当協会は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を追加または変更することができるものとします。この場合、「動画掲載サービス」の利用条件は、変更後の規約によるものとします。

2. 変更後の規約は、当協会が適当と判断する方法で利用者にお知らせするものとし、お知らせした時点より効力が生じるものとします。

## 第5条 動画掲載サービス

動画掲載サービスの具体的内容、利用期間、利用条件等は、当協会が別途定めるものとし、利用者は、当協会が別途定めるところに従い、「動画掲載サービス」を利用するものとします。

## 第6条 利用の申し込み等(動画掲載の申し込み及び決定)

利用者は、当協会所定の手続きに従った、「動画掲載サービス」の申し込みにあたっては、真実かつ正確な情報を登録するものとします。

2. 利用者は、当協会が利用者の申し込みを承諾した場合に限り、「動画掲載サービス」を利用できるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当協会は、当協会の判断によって、利用者の申し込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 利用者が、申し込み時に虚偽の事項を申告した場合

(2) 利用者の申し込みを承諾することが、当協会の業務遂行上または技術上不適合と判断した場合

## 第7条 動画掲載料の支払い

利用者は、当協会が定めるところに従い、動画掲載料を当協会に支払うものとします。

2. 利用者は、前項の動画掲載料を、動画配信開始までに、当協会に支払うものとします。なお、振込手数料、その他支払いに関する費用は、利用者の負担とします。

## 第8条 登録事項の変更

利用者は、第6条の申し込み時に登録した事項に変更が生じた場合、速やかに当協会指定の変更手続きを行うものとします。

2. 利用者が前項の手続きを怠ったことにより、利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。

## 第9条 利用者の責任

利用者は、利用者自身の責任において「動画掲載サービス」を利用するものとします。当協会は、「動画掲載サービス」の利用によって生じた利用者の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

2. 利用者が動画掲載サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用負担によってこれを解決するものとし、当協会はその責任を負いません。

3. 利用者が本規約に定めた条項のいずれかに違反し、当協会に損害を与えた場合、当協会は利用者に対し、被った損害(合理的な範囲内の弁護士利用を含む)の賠償を請求できるものとします。

## 第10条 禁止行為

利用者は、「動画掲載サービス」を利用するにあたり、次の各号に該当し、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他校の動画を不正に使用する行為。
- (2) 当協会または第三者の著作権、商標権、肖像権などの権利を侵害する行為
- (3) 当協会または第三者の財産、プライバシー、その他の権利利益を侵害する行為
- (4) 犯罪行為に結びつく行為
- (5) 当協会または第三者を誹謗中傷する行為、または名誉や信用を毀損する行為。
- (6) 有害プログラムを含んだ情報を送信する行為
- (7) 政治および選挙活動
- (8) 特定の思想・信条に関する活動
- (9) 一切の営業活動
- (10) 「動画掲載サービス」の運営を妨げる行為、または信頼を損なうような行為
- (11) 「動画掲載サービス」に係るウェブサイトの内容の無断転載、改変または模倣をする行為
- (12) 当協会と利用者との間の提携関係の存在、または当協会の利用者に対する代理権の付与を誤認させる行為
- (13) その他、本規約もしくは法令に違反し、または公序良俗に反する行為
- (14) 前各号に定めるほか、当協会が不相当と認める行為

## 第 11 条 動画掲載サービスの内容等の変更

当協会は、必要と判断した場合には、利用者に対して事前に通知することなく、「動画掲載サービス」の提供を停止できるものとします。

- (1) 動画掲載サービス設備の故障等によりやむを得ない場合。
  - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合。
  - (3) 天災地変その他非常事態等が発生し、不可抗力により「動画掲載サービス」を提供できない場合
  - (4) 前各号に定めるほか、当協会の責に帰すべからざる理由により「動画掲載サービス」の提供が困難である場合
2. 当協会は、動画掲載サービスの定期点検等を行うため、利用者に事前に通知の上、動画掲載サービスの提供を一時的に停止できるものとする。
3. 利用者は第 10 条(禁止行為)のいずれかに該当し、その他規約に違反したと当協会が判断した場合には、当協会は、利用者に対して事前に通知することなく直ちに、「動画掲載サービス」の提供を停止できるものとします。
4. 当協会が前各項の定めに従い「動画掲載サービス」の提供を停止したことにより、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当協会は一切の責任を負わないものとします。

## 第 12 条 損害賠償の範囲

当協会は、当協会の責に帰すべき事由により、利用者に対して「動画掲載サービス」を提供できなかった場合には、「動画掲載サービス」を利用できなくなった時刻から起算して、連続して 24 時間以上「動画掲載サービス」が利用できなかった時に限り、当該動画掲載サービスに係る利用可能期間を利用できなかった期間分を延長します。

2. 当協会は、第 1 項を除き、利用者が直接または間接損害、逸失利益、及び予見可能生の有無を問わず特別事情に基づく損害についての賠償責任を負わないものとします。
3. 第 1 項に定める「当協会の責に帰すべき理由」には、次の各号のいずれかの事由は含まれません。
- (1) 利用者の通信機器その他設備等の不具合等、利用者起因する事由
  - (2) ネット回線、基本ソフト、ブラウザソフト等の関連ソフトの不具合など、第三者に起因する理由
  - (3) 天災地変その他非常事態等が発生し、不可抗力により WEB 講座を提供できないことに起因する事由

## 第 13 条 利用者情報

利用者は、「動画掲載サービス」の運用に関連して当協会が取得した利用者に関する情報(以下「利用者情報」といいます)について、当協会が、「動画配信サービス」提供の目的で使用することを承諾するものとします。

2. 当協会は、利用者情報を、個人が特定できない統計データ等の資料としたうえで、当協会の事業のために、自由に利用できるものとします。

## 第 14 条 情報の提供

当協会は、利用者に対して、「動画掲載サービス」運営上の事務連絡、当協会または第三者が取り扱う商品・サービスのご案内、その他の情報の提供を行います。

## 第 15 条 知的財産権

「動画掲載サービス」が提供するすべての情報(すべての映像、画像、音声、写真、イラスト、文章を含みますがこれらに限られません)に関する著作権(著作権法第 27 条に定める権利を含みます。以下同じ)その他の知的財産権及び保護されるべき法的権利は、当協会または当協会への許諾者に帰属します。

## 第 16 条 動画の内容制限

本協会「動画掲載サービス」に掲載依頼する動画の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日本語教育施設・教職員の職場環境に関する動画であること
- (2) 日本語教育のために必要な教材・教育機器に関するもの
- (3) 教師採用活動の推進に関するもの
- (4) 日本語教育を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興に関するその他の資料であって会長が適当であると認めるもの

## 第 17 条 動画の設置場所および設置枠

動画の掲載場所は、原則として本協会ウェブサイトの各学校情報メニューバーの項目に掲載するものとする。

## 第 18 条 動画の規格

動画の規格は、「動画掲載サービス要項」に定める通りとする。

## 第 19 条 動画の掲載期間

動画掲載期間は最低期間を 3 ヶ月からの申し込みとする。

## 第 20 条 動画の掲載料

サービス	期間	金額
動画掲載サービス	3 ヶ月	3 万円 (修正差し替え自由、制限なし)
動画掲載サービス	6 ヶ月	5 万円 (修正差し替え自由、制限なし)
動画掲載サービス	9 ヶ月	8 万円 (修正差し替え自由、制限なし)
動画掲載サービス	12 ヶ月	10 万円 (修正差し替え自由、制限なし)
動画製作代行	-	20 万円 (基本構成)

掲載料の支払いの際に発生する振り込み手数料は申込機関の負担とする。

## 第 21 条 動画の提出について

掲載用動画は、第 18 条に定める規格により動画提出者の負担で作成し、提出するものとする。

## 第 22 条 動画の内容責任

動画の内容に関する責任は、動画提出者が負うものとする。

## 第 23 条 動画内容の変更

動画の内容、ウェブサイトの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、又は著作権の侵害があると判断した場合には、動画提出者に対して動画の内容等の変更を求めることができるものとする。

## 第 24 条 動画掲載の取り消し

当協会は、以下の条件に該当する場合、動画掲載の取り消し又は掲載中の動画の削除を行うことができる

- (1) 提出者が、動画掲載開始日までに本協会に掲載料の納付をしなかった場合
- (2) 申し込みの内容に不正の事実があった場合
- (3) 提出者が、第 2 条に定める要件に適合しなくなった場合
- (4) 動画の内容が、第 18 条に定める要件に適合しなくなった場合
- (5) 第 23 条の規定による求めに応じない場合

## 第 25 条 動画掲載料の返還

前条各号の理由又は動画提出者の都合により、契約期間の途中で掲載を中止する場合、動画掲載料の返還はしないものとする。

2. 動画提出者の責めに帰さない理由で動画が掲載できなかった場合は、本協会は動画提出者に動画掲載料を返還するものとする。返還する動画掲載料は、各申し込み期間の掲載料をその申し込み期間月数で除し、それに掲載を取り消した月以降の残りの月数を乗じた額とする。

3. 返還に際し振込手数料が発生する場合は、本協会が負担するものとする。

## 第 26 条 協議事項

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈について疑義を生じた事項については、当協会と利用者が誠実に協議して解決するものとみなします。

## 第 27 条 準拠法、裁判管轄

本規約の準拠法は日本法とします。

2. 本規約に関連して、当協会と利用者との間で生じた争いについては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

## ■附則

この規定は 2016 年 11 月 1 日から施行するものとする。